				_				
道路占用協議書 類 要 年 月 日 市和元年 9月 1日						更 年 月 日		
						東京都第六建設事務所長 段		
T 120-0025								
住所 足立区千住東2-10-10								
	氏名 代表取締役 〇〇〇							
1					担当者 〇〇課 東京	担当者 〇〇課 東京花子		
					TEL 03(123			
E-mail 00000@0000								
	道路伍第35条							
占	用	(T)	8	的	Aビル新業工事のため			
				Ţ,	路 総 名 都道58号 台東川口線(尾久橋通り)	車道・運道・その他		
占	用	の	福	所	場 足立区西新井〇一〇一〇			
-				-	2001	数		
	445		200	2010	153 deer Zit BF	7. 56m		
Ē	用		物	件	足場*仮細い 0.7m×10.8m	21. 6m²		
					2. 0m×10. 8m	7.56+21.6=29.16mi ≈30mi		
	VENT			-51	令和元 年 10 月 1 日から			
占	用	0	捌	[11]	金和元 年 11 月 15 日まで 2月 間 占用物件の構造添付	書類のとおり		
_		_	_		※占用期間に1ヶ月来満の端数が	ある場合は、		
т	TE.	0)	捌	1055	令和元 年 10 月 1 日から 間工事実施の方法	17H218B=27H)		
_	**	0,5	391	(88)	令和元 年 11 月 15 日まで			
道	路の	復	旧方	法		図·平面図·断面図 図·現況写真		
備 考 [占用料計算例]29. 16㎡は30㎡に切上げとなります。								
30㎡× <u>@単価</u> ×2月/12=00,000 (円未満切り捨て)								
(単価) 1級地 57,000 円(1㎡あたり1年間) 文京区・台東区 2級地 23,000 円(1㎡あたり1年間) 北区・荒川区・足立区(令和5年4月1日現在)								
	2級地 23,000 円(1㎡あたり1年間) 北区・荒川区・足立区(令和5年4月1日現在) 【申請手順】①道路占用許可甲両署(4枚綴り)と道路使用許可申請書の <u>両万を第六建設事務所管注課占用担当</u> にお持ちください。							
	中謂手導力這跨古用計可申請書(核放射力工程使用中計中的一部) 內容を確認後、道路管理並力在受付超差地則上ます。 添付書類は道路古用申請に3部、道路使用(實察)に2部、 <u>合計5部必要</u> です。							
②便受付印のある遺跡占用許可申請書と道路使用許可申請書の <u>両方を西護の賈察</u> 里に提出してください。 警察署で審査し、数日後に道路使用許可書が発行され、承認印の存された道路使用許可申請書が返却されます。								
③警察署の承認印が押印されている道路占用許可申請書を、再度、第六連設事務所管理課占用担当へ								
お持ちください。この時点で、本受付となります。								

記載要領

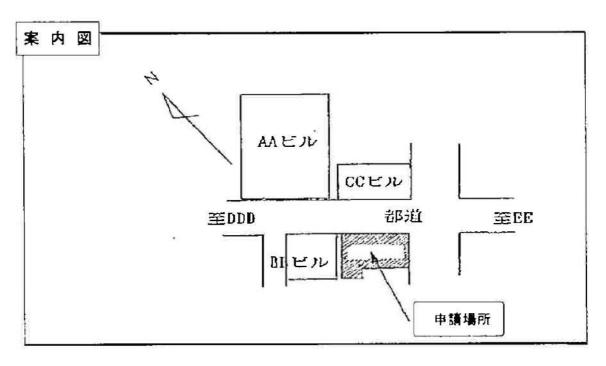
I 許可申請 協強 第32条 第35条

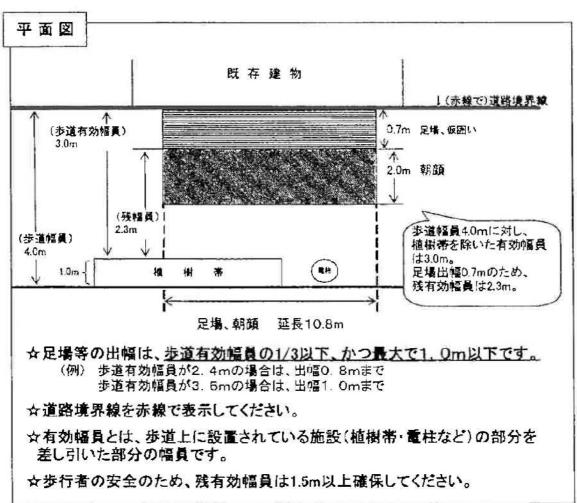
及び一許可を

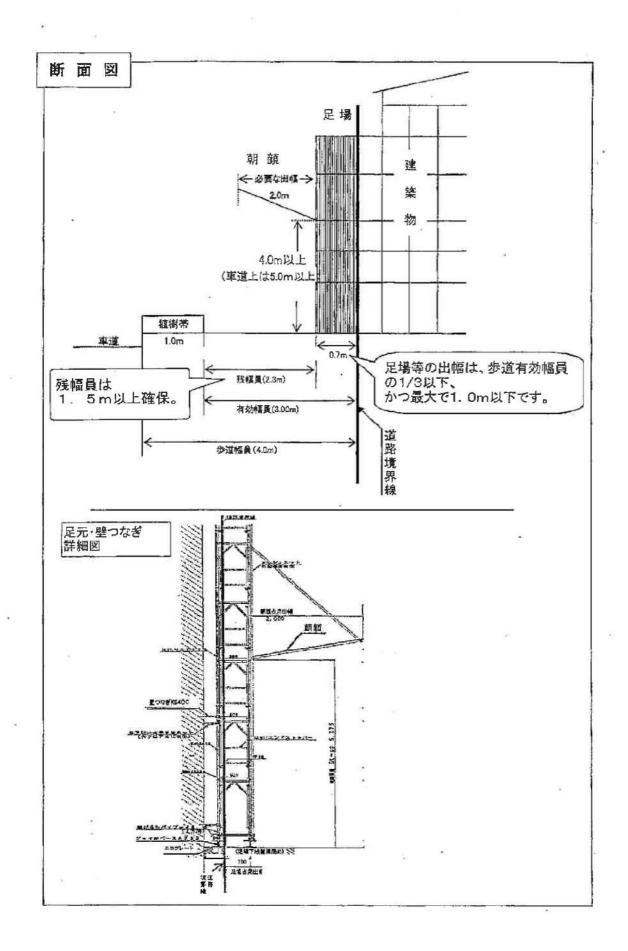
許可を申請 協議

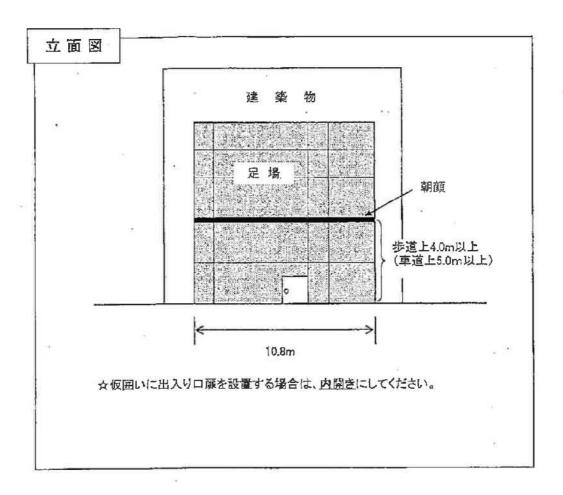
については、抜出するものをひて固むこと

- g 申請者が法人である場合には、「住所」の機には主たる事務所の所在地、「氏名」の機には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の機 に所属・氏名を記載すること。
- 申請者(申請者が法人である場合は代表者。以下同じ。)が氏名の記載を自署で行う場合又は申請者の本人確認のため遺路管理者が別に定める方法による場合においては、押印を省略することができる。
- 「場所」の観には、地雷まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。 「出道・振道・その他」については、該当するものを○で担むこと。
- 6 変更の許可申請にあっては、関係する欄の下割に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを() 書きすること。
- 7 「孫守盛紅」の様には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を派付した場合に、その書類名を記載すること。









. .